

大町町分別収集計画

第8期(変更)
(平成29年度～平成33年度計画)

平成30年10月

大町町

大町町分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本町の廃棄物処理は、これまで可燃ごみの焼却並びに不燃物の最終処分を3市4町で構成する杵藤地区広域市町村圏組合によって行ってきたが、ごみ排出量の増大により埋め立て処分への負担が増加し、将来の最終処分場の確保に不安を残すところとなってきたため、埋め立て処分を主としたごみ処理からリサイクルを主としたゴミ処理への転換を模索してきたところである。

現在では、佐賀県ごみ処理広域化計画により、4市5町で佐賀県西部広域環境組合を設立し、平成28年1月から供用開始しているところである。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、町民・事業者及び行政がそれぞれの役割や、具体的な推進方策を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画による容器包装廃棄物の3Rの推進等により、廃棄物の減量や最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を図るものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① ごみの排出抑制とリサイクルを主とした循環型社会づくり
- ② 全ての関係者が一体となった取組みによる環境負荷の低減
- ③ 廃棄物の適正処理を推進し、地域環境の保全を図る

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）対象とする。プラスチック製容器包装については、平成31年度以降は廃止する。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t/年）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	404	398	392	386	380

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

（法第8条第2項第2号）

方策名	事業内容
① マイバッグ持参運動	買い物のときには買い物袋（マイバッグ）を持参し、レジ袋をもらわないようにする。
② 資源回収奨励金制度	町民団体等の再生資源回収活動が安定的に行われ、ごみの減量化やリサイクルが効果的に進められるように、金銭的な支援を行う。
③ ごみ減量出前講座	ごみの減量化やリサイクルなどのごみ問題について、一層の理解と関心を持ってもらうように、自治会や学校その他各種グループからの要請に応じて職員が説明を行う。
④ 品目の特性に応じたわかりやすい資源物回収の実施	<ul style="list-style-type: none">各品目の特性に応じた回収方式の周知。（拠点・分別・地区路線回収等。）「ごみ・資源物の分け方と出し方」リーフレットの配布。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分(法第8条第2項第3号)

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、町民の協力度、本町が有する収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として ガラス製の 容器	びん 無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）	牛乳パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	プラスチック製容器包装（白色トレイを含む）

※ ただし、主として紙製の容器包装であって上記以外のもの、いわゆる「紙製容器包装」については、雑誌類と混合収集し再資源化する。

※ プラスチック製容器包装については、平成31年度以降は廃止する。

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(法第8条第2項第4号)

(単位：t/年)

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	4.5		4.5		4.4		4.3		4.3	
主としてアルミ製の容器	1.9		1.9		1.9		1.9		1.8	
無色のガラス製容器	(合計) 12.2		(合計) 12.0		(合計) 11.8		(合計) 11.7		(合計) 11.5	
	(引渡)量 12.2	(独自)処理量 0	(引渡)量 12.0	(独自)処理量 0	(引渡)量 11.8	(独自)処理量 0	(引渡)量 11.7	(独自)処理量 0	(引渡)量 11.5	(独自)処理量 0
茶色のガラス製容器	(合計) 14.6		(合計) 14.4		(合計) 14.2		(合計) 14.0		(合計) 13.8	
	(引渡)量 14.6	(独自)処理量 0	(引渡)量 14.4	(独自)処理量 0	(引渡)量 14.2	(独自)処理量 0	(引渡)量 14.0	(独自)処理量 0	(引渡)量 13.8	(独自)処理量 0
その他のガラス製容器	(合計) 5.1		(合計) 5.0		(合計) 5.0		(合計) 4.9		(合計) 4.8	
	(引渡)量 5.1	(独自)処理量 0	(引渡)量 5.0	(独自)処理量 0	(引渡)量 5.0	(独自)処理量 0	(引渡)量 4.9	(独自)処理量 0	(引渡)量 4.8	(独自)処理量 0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	1.9		1.9		1.9		1.9		1.8	
主として段ボール製の容器	22.0		21.6		21.3		21.0		20.7	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量	(引渡)量	(独自)処理量
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料、しょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計) 11.5		(合計) 11.4		(合計) 11.2		(合計) 11.0		(合計) 10.9	
	(引渡)量 11.5	(独自)処理量 0	(引渡)量 11.4	(独自)処理量 0	(引渡)量 11.2	(独自)処理量 0	(引渡)量 11.0	(独自)処理量 0	(引渡)量 10.9	(独自)処理量 0
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計) 36.5		(合計) 36.0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡)量 36.5	(独自)処理量 0	(引渡)量 36.0	(独自)処理量 0	(引渡)量 0	(独自)処理量 0	(引渡)量 0	(独自)処理量 0	(引渡)量 0	(独自)処理量 0
(うち白色トレイ)	(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0		(合計) 0	
	(引渡)量 0	(独自)処理量 0	(引渡)量 0	(独自)処理量 0	(引渡)量 0	(独自)処理量 0	(引渡)量 0	(独自)処理量 0	(引渡)量 0	(独自)処理量 0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{平成27年度の特定分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

また、人口変動率は、平成22年度から平成27年度までの人口増減率を基に次のとおり設定した。

29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
6,674人 (平成28年度比) -1.5%	6,574人 (対前年度比) -1.5%	6,474人 (対前年度比) -1.5%	6,376人 (対前年度比) -1.5%	6,280人 (対前年度比) -1.5%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶	町委託業者による定期収集	民間業者
	アルミ製容器		町委託業者による定期収集 住民団体による集団回収	
ガラス	無色のガラス製容器	びん	町委託業者による定期収集	民間業者
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	牛乳パック	町委託業者による定期収集 住民団体による集団回収 公共施設拠点回収	民間業者
	段ボール	段ボール		
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	町委託業者による定期収集	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装(白色トレイを含む)	プラスチック製容器包装(白色トレイを含む)		

※ ただし、主として紙製の容器包装であって上記以外のもの、いわゆる「紙製容器包装」については雑誌類と混合収集し、再資源化する。

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

缶類、紙パック、段ボールについては、民間の施設で選別、圧縮、保管する。ペットボトル、ガラス瓶、プラスチック製容器包装類については、民間の施設で選別、保管を行い容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートで処理する。

分別収集の用に供する施設整備計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶	袋	2t深ボディ車 3tパッカー車	民間業者 (選別・圧縮施設)
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	袋		
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	牛乳パック	縛る		
段ボール	段ボール			
ペットボトル	ペットボトル	袋		
その他のプラスチック製 容器包装	プラスチック製容器包装 (白色トレイを含む)	袋		

※ ただし、主として紙製の容器包装であって上記以外のもの、いわゆる「紙製容器包装」については、雑誌類と混合収集し再資源化する。

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

町民が主体となったごみ減量運動の一環として、資源化と再利用の促進を図るため地区及び各種団体において、生活関連で収集が容易である、古紙・アルミ缶の回収に対して一定の助成金を交付、今後も集団回収を拡大するため、支援内容の改善、新たな支援の仕組みづくり、既存の集団回収団体への参加促進等を行う。

また、ごみ減量化対策事業として、コンポスト購入による経費として一家庭につき購入額の3分の1以内（一基1万6千円を限度）とし、補助金を交付している。